仙台市公告　第 1159 号

別紙に掲げる者に対する通知については、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所、事業所が明らかでなく、送達できないので、地方税法第２０条の２及び仙台市市税条例第４条の規定により公示送達します。

なお，当該書類は，仙台市財政局納税部南徴収課において，保管し，送達を受けるべき者の申し出があれば交付します。

令和 8 年 11 月 13 日

仙台市長　　郡　和子

別紙

R8 財納南第 297 号

（担当課：財政局納税部南徴収課）

枝番	送達を受けるべき者の氏名	備考
75	中島　真之	
	以下余白	